

会議録

会議の名称	平成30年度 西東京市青少年問題協議会 第1回
開催日時	平成30年7月10日(火) 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎2階 203会議室
出席者	委員：住田副会長、浅野委員、内山委員、菅田委員、高田委員、高橋委員、西嶋委員、西原委員、藤田委員、古舘委員、山崎委員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、児童青少年課長 原島、教育企画課学務係 根岸、子育て支援課調整係 栗林 欠席者：川合委員、鈴木委員
議題	1 報告事項 (1) ひばりが丘中学校及び田無第二中学校の通学区域の見直しについて (2) (仮称) 子ども条例要綱について 2 協議事項 今期の活動テーマについて
会議資料の名称	会議次第 資料1 西東京市青少年問題協議会委員名簿 資料2 青少年問題協議会第1期～第8期までの協議内容 (参考資料) ひばりが丘中学校及び田無第二中学校の通学区域の見直しについて (仮称) 西東京市子ども条例要綱 (仮称) 西東京市子ども条例要綱の解説文
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>◆委嘱式</p> <p>◆前回会議録の承認</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) ひばりが丘中学校及び田無第二中学校の通学区域の見直しについて</p> <p>○座長：</p> <p>私はひばりが丘中学校及び田無第二中学校通学区域等に関する地域協議会の委員として出席していたが、青少年問題協議会としても知っておくべきだと感じた。担当者に来ていただいたので説明をお願いしたい。</p> <p>(参考資料に基づいて説明)</p> <p>○座長：</p> <p>ご質問があれば承りたい。</p> <p>○A委員：</p> <p>今の田無第二中学校の生徒数と、新たに建てるひばりが丘中学校の生徒数は、どのよ</p>	

うに変化するのか。

○事務局：

推計では、田無第二中学校は2021年に300人台後半となり、その後最大で400人台後半になることを見込んでいる。ひばりが丘中学校は2021年が500人台半ばで、その後500人台後半になる見込みである。田無第二中学校は今より若干増えて、ひばりが丘中学校は今より若干減るが、ひばりが丘中学校は中原小学校近辺のUR跡地開発等の影響もあって、先々の生徒数は多少増加していく流れになるろうかと思う。

○A委員：

いろいろな配慮も十分になさっての方向性だと理解をしている。開発もまだ進んでいるので、引き続き注視しながら見守っていきたい。

○座長：

ひばりが丘中学校の移転にあたり、多くの方が納得できるように非常に細かいところまで協議したが、移転当初はどうしても通学区域外の学校を希望する方も出ると思う。それは臨機応変に希望に沿うようお願いをしたつもりである。

○B委員：

中原小学校はいつから新しい校舎に入れるのか。年度の途中で移る形になるのか。

○事務局：

2020年度の冬休み明けくらいから新校舎に移れる方向で調整している。

○座長：

ほかにご質問がなければ、この件はここまでとする。

(2) (仮称) 子ども条例要綱について

○座長：

事務局から説明をお願いする。

(事務局から参考資料について説明)

○事務局：

前回の協議会で、条例の検討を始めたというご報告をした。その後、子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会を11回開催し、そこで審議した内容を5月下旬に子ども子育て審議会に報告をして、審議会から答申を頂いた。現在、6月18日から7月17日までの1ヶ月間パブリックコメントを行っている。6月24日(日)には市民説明会を実施した。これらを受けて、9月の定例市議会での条例制定に向けて手続きを進めていくことになるろうと思う。

○座長：

何かご質問はあるか。

○C委員：

子ども条例というのは、似たような条例が周囲の市町村にあるのか。

○事務局：

近隣では小金井市、日野市、調布市があったと思う。

○C委員：

それらの条例は参考にしているのか。

○事務局：

子ども子育て審議会に設けた（仮称）子ども条例検討専門部会で、他自治体の先進自治体事例を紹介しながら検討を進めてきた。

○C委員：

条例要綱を読むと、同じような文面が随所に出てくる。書いてあることは分かるが、もう少し簡便に分かりやすくなるのではないかなと思った。

○事務局：

条例要綱は、条例の中身となるものが網羅されている。これを行政の方で条文の形にする。条例の制定にあたっては分かりやすくする取組みも大変重要なので、学校の授業で使える副読本の作成や条例を解説したパンフレット・リーフレットの作成などの取組を進めながら周知を図っていきたいと考えている。

○C委員：

条例文となると一字一句非常に意味があると思う。条例要綱は同じようなことがたくさん書いてあってだらだらと長いので、もう少しまとめて短文にならないのかと思う。

○事務局：

全ての人に分かりやすい条例にしていくことは大変重要だと思うので、そういう取組みについて前向きに検討していきたい。

○座長：

子ども条例をつくられた委員の名簿を知りたい。あと、以前は「子どもの権利条例」だったと思うが、「権利」が消えているのはなぜなのか。

○事務局：

名簿は用意してお配りする。この条例は、以前2年間ほど検討した中で条例にならなかった経緯がある。現市長になって改めて条例を制定したいということで検討を始めた。条例の名称については、審議会答申の附帯意見で「子ども条例」とすることが包括的でふさわしいとされている。

○D委員：

この協議会の専門委員がつくったのではないのか。

○座長：

子ども条例の検討は子ども子育て審議会の専門部会で行われたものである。

○A委員：

パブリックコメントは今のところ何件くらい寄せられているのか。

○事務局：

20件くらいかと思う。

○A委員：

パブリックコメントの結果はいつ頃ホームページ等で見られるようになるのか。

○事務局：

8月1日には公表する予定である。

○C委員：

前文4行目に「わたしたちは、子どもが家庭・園/学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていく」とあるが、子どもが西東京の一員として位置づけられないことがあるのか。「その役割」とは何か。

○事務局：

子どもはおとなと対等な一員であるということを認めて、様々な場面で力を発揮したり、いきいきと過ごしていけるようなまちを目指すということが書かれている。

○B委員：

質問ではなく意見になるが、前文の下から5行目の「地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していくこと」では、いったい地域は何をするのかすごく分かりにくい。

地域、子ども施策、相談救済、権利等、同じことが何回も出てくるのは、章の立て方によるもので、一部の章だけ読んでもポイントが分かるという意味があるのではないかと思った。

○C委員：

文章として、今こういう条例が必要で、その必要性は現状のこういう課題・問題から発生していて、それに対処するためにこういう文章を作った、という形が分かりやすい。文章の組み立てが問題だと思う。

○座長：

いろいろなご意見はあると思うが、青少年問題協議会としては、事務局から条例策定経緯等の報告を受けた、というところで留め置きたい。ご意見がある方は是非パブリックコメントに出していただきたい。

2 協議事項

今期の活動テーマについて

○座長：

皆さんからご意見をいただきたい。

(発言なし)

○座長：

ご意見も出ないので、今期の取組については専門部会で協議をして、それを協議会で報告し決定していただくようにしたいが、よろしいか。

(異議なし)

○座長：

佐藤 前委員が異動される時に「事件を起こしている子はほんの一握りで、ほとんどの子どもはしっかり育てられている。西東京市の青少年問題協議会は是非そこに目を向けて、多くの子の健全育成を考えてほしい。」とおっしゃっていて、この次に検討するテーマとして参考にしたいと思った。

わたしは保護司としてたくさんの少年たちを担当したが、事件の大元は家族・家庭・親だった。これからもっと女性の社会進出が進んで、ますます親が家庭にいない時間が多くなると思う。そのあたりをどうやったら地域で見守っていけるかということテーマにして皆さんとお話させていただきたいと思う。

(了)